

地域農業構造転換支援事業

予算の配分基準ポイント（自己採点表）

1 成果目標ポイント

（１）経営面積の拡大、（２）付加価値額の拡大、（３）労働生産性の向上のいずれかを選択し目標を設定すること。

（１）経営面積の拡大

成果目標に経営面積の拡大を設定している者にとっては、ア及びイにより加点するものとする。

ア 経営面積の拡大面積

施設園芸作	現状以上	0.1ha 以上	0.2ha 以上	0.3ha 以上	0.4ha 以上	0.5ha 以上	0.6ha 以上
果樹作	現状以上	0.3ha 以上	0.6ha 以上	0.9ha 以上	1.2ha 以上	1.5ha 以上	1.8ha 以上
上記以外	現状以上	2 ha 以上	4 ha 以上	6 ha 以上	8 ha 以上	10ha 以上	12ha 以上
点数	6 点	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

自己採点 ①

イ 経営面積の拡大率

	現状以上	30%以上	33%以上	36%以上	40%以上	45%以上
点数	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

自己採点 ②

自己採点 ①＋②

（２）付加価値額の拡大

成果目標に付加価値額の拡大を設定している者にとっては、ア及びイにより加点するものとする。

ただし、ア及びイの合計点数が 20 点以上であること。

ア 付加価値額の拡大率

	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上	30%以上	35%以上
点数	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

自己採点 ③

イ 付加価値額の拡大額

	現状以上	60 万円 以上	100 万円 以上	300 万円 以上	500 万円 以上	750 万円 以上	1,000 万 以上
点数	6 点	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

自己採点 ④	
--------	--

自己採点 ③ + ④	
------------	--

(3) 労働生産性の向上

成果目標に労働生産性の向上を設定している者にあつては、(ア) 及び (イ) により加点するものとする。

ただし、(ア) 及び (イ) の合計点数が 20 点以上であり、(イ) においては必ず加点すること。

なお、以下のア及びイの要件をいずれも満たす場合は、(ア) について 20 点を適用するものとする。

ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が、農業の生産性の向上等を図るスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）に基づき、生産方式の革新実施計画（同法第 7 条第 1 項に定める生産方式革新実施計画をいう。以下同じ）の認定を受けていること。

イ 本事業により導入等を予定している全ての機械等が、当該計画のスマート農業技術（計画の別記様式第 2 号 4（4）B の欄）又は新たな生産の方式（計画の別記様式第 2 号 4（4）C の欄）と一致すること。

(ア) 労働生産性の向上

	3 %以上	5 %以上	7 %以上	9 %以上	11%以上	13%以上 又はア及びイの要件をいずれも満たす者
点数	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

自己採点 ⑤	
--------	--

(イ) 付加価値額の拡大

	現状以上	60 万円 以上	100 万円 以上	300 万円 以上	500 万円 以上	750 万円 以上	1,000 万円 以上
点数	6 点	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

自己採点 ⑥	
自己採点 ⑤+⑥	

2 取組ポイント

取組内容に応じて加点するものとする。

項目	配点の水準	点数	自己採点
① 経営管理の高度化	ア GLOBALG.A.P.又は ASIAGAP の認証を取得している。	1 点	
	イ 青色申告を行っている。	1 点	
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定（農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。）している。	1 点	
② 環境配慮の取組	環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業 活動実施計画の認定を受けている。	2 点	
③ 輸出の取組	ア 輸出事業計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている。	2 点	
	イ フラッグシップ輸出産地に参画している。	1 点	
④ 女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分 経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る。） イ 代表者が女性である若しくは役員若しくは構成員のうち女性 が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの	2 点	
⑤ 労働環境の改善	ア 労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している。	1 点	
	イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。	1 点	
	ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を 整備している。	1 点	
		合計	

自己採点 合計	
---------	--

- 注 1： 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として、助成対象者の取組により算定するものとする。
- 2： 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）により都道府県知事が認定した計画をいう。
- 3： 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産 大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。
- 4： フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 輸国第 256 号）第 5 の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。